

大さん通信

発行：JR東海労新幹線関西地本
編集：年休裁判プロジェクト
2018年3月7日 創刊号

申し込んでない年休が出ました！

いくらダイヤ改と言っても、それをやったらあきません！

2月23日、大阪第二運輸所で3月分の勤務指定表が出ました。3月17日はダイヤ改正があるため、勤務発表と年休の申し込み方法が変更になると事前に、先月2月1日の運転科長の名前で周知されていました。

その内容は、3月17日以降は「予備月の申し込み方法と同様とする」「年休申し込みは暦日単位で申し込む」となっていました。掲示を見た社員は、掲示内容に従って1日単位の申し込みをしました。

ところが・・・勤務指定表を確認すると申し込んでない年休が発給されていました。通常、交番月なら、泊まり勤務（行路毎）の年休申し込みは2日間の年休を申し込んでいました。ところが、今回のダイヤ改正は会社が車掌の2人乗務を行うようにしている影響で、大幅な要員削減が実施されます。よって多くの乗務員が交番なのか予備になるのか分からず、管理者に聞いても明らかにしませんでした。会社は、そのような不誠実な対応をしながら、交番月を指定した社員の年休に対し、暦日で申し込んだ年休と申し込んでない日を抱き合わせ2日間の年休としました。この問題を運転科長に確認に行くと、昨年と同じ掲示内容で同じように運用してるという回答でした。今後、増加する予備月の年休の取扱いもダイヤ改時になぞるのかと心配になりますね。

会社は（事業者）は、労基法第39条の年次有給休暇については厳正に取り扱う義務があります。労働者の年休（時季指定）に対し、時季変更権の濫用による時効で消失させることや、労働者が時季指定していない年休を勝手に発給してはいけません。社員の働く意思・権利さえも奪おうというのでしょうか。

今後も情報「大さん通信」で訴えていきます！

昨年、年休を時効によって失効させられた大阪第二運輸所分会の大谷川さんが会社を相手取って損害賠償請求の裁判を始めました。裁判の報告や、その影響で職場で発生する問題、会社の対応の矛盾など情報で訴えていきます。皆さんからの感想、ご意見などどんどんお寄せ下さい。